

令和3年度国民体育大会神奈川県代表選手のメディカルチェックの受診方法について 選手告知用

1 対象者

神奈川県の代表として、国民体育大会（関東ブロック大会を含む）へ参加する選手。

ただし、**令和3年4月1日現在35歳以上の選手は、本会スポーツ医科学委員会の基準を満たした医療機関において、競技にかかわらず3年に1度運動負荷検査を行う。**（令和元年度、令和2年度に運動負荷を受けた選手は免除する。）

また、過去の国体選手のメディカルチェックにおいて特別な指示のあった選手は県スポーツ協会へ申し出ること。（※前回のスポーツ手帳10ページ最終判定を確認のこと）

2 実施方法

(1) 医療機関へは事前に、健康診断受診の有無を確認し、予約をしてください。

(2) 医療機関によっては、結果が出るまでに日数がかかる場合があります。

大会参加（関東ブロック大会含む）1ヶ月前までに終わらせるよう受診してください。

(3) スポーツ手帳に記載の「**身長、体重、血圧測定、脈拍、安静時心電図検査、尿検査、血液検査**（8項目）」を受けてください。

(4) 受診の際には、前回の「スポーツ手帳」を持参し、併せて県スポーツ協会へ提出してください。また、過去の国体選手のメディカルチェックにおいて異常があった選手については、その時のスポーツ手帳も併せて提出をお願いします。

(5) 個人情報の取扱いの承諾について（スポーツ手帳巻頭）署名をお願いします。

特に、未成年の場合は、保護者署名がないと受診できない医療機関もありますので事前に、スポーツ手帳に必要事項を記入してから受診するよう注意してください。

(6) 結果が記載されたスポーツ手帳を送付する際には、手帳の巻末に、心電図の記録が添付されていることを必ず確認し、提出してください。

(7) 検査結果の有効期限は、当該年度の国民体育大会参加（関東ブロック大会および本大会）最終予定日の6か月以内を有効とする。

3 県スポーツ協会指定医療機関および担当医

下記の医療機関で受診を希望される場合は完全予約制となっております。

県連で取りまとめて申し込みますので、選考会時にお申し込みください。

受診日については、選考時に確認してください。

尚、受診機関は以下の2か所を予定しています。

(1) 「横浜市スポーツ医科学センター」（日産スタジアム内）

ア 担当医：長嶋 淳三ドクターほか

イ 期 間：調整中

ウ 受 付：総合受付（入口正面）

エ 住 所：横浜市港北区小机町3302-5 TEL：045-477-5050

オ 最寄駅：JR横浜線・横浜市営ブルーライン「新横浜」下車徒歩15分

JR横浜線「小机」下車徒歩15分

カ 支払方法：後日、医療機関から競技団体担当者宛へ請求書を送付します。

(2) 「慶應義塾大学スポーツ医学研究センター」(慶應義塾大学日吉キャンパス)

ア 担当医：石田 浩之ドクター、真鍋 知宏ドクター

イ 期 間：調整中

ウ 住 所：横浜市港北区日吉4-1-1 TEL：045-566-1090

エ 最寄駅：東急東横線、横浜市営グリーンライン「日吉」東口下車すぐ

※敷地内駐車不可。公共交通機関を利用してください。

オ 支払方法：後日、県スポーツ協会から競技団体担当者宛へ請求書を送付します。

4 持ち物

必要事項を事前に記載した「スポーツ手帳2021」、健康保険証

運動負荷を受診する選手は上記2点の他、Tシャツ、短パンツ、室内シューズ、タオル

5 注意事項

(1) 食事は事前に済ませてから、医療機関へ行くようにしてください。

(2) 遅刻や、体調不良等で欠席する場合は必ず連絡をしてください。

(3) スポーツ手帳巻頭にある「個人情報の取扱いの承諾について」署名をお願いします。
特に、未成年の場合は、保護者署名がないと受診できない医療機関もありますので、
注意してください。

(4) 「スポーツ手帳」の提出期限

最終判定を本会スポーツ医科学委員会が行うため、2020年2月4日までに、県スポーツ協会へ提出してください。

県スポーツ協会指定医療機関(慶應大学医学研究センター)で2月4日までに受診された場合、検査後の「スポーツ手帳」は医療機関から県スポーツ協会へ直接送付されます。

以下補助金について

令和3年度国民体育大会神奈川県代表選手健康管理(メディカルチェック)事業補助金取扱要項(抜粋)

2 対象団体及び経費の上限

(1) 対象団体

大会実施要項に規定する正式競技および特別競技の一部に参加する競技団体。

(2) 経費の上限

ア 少年の部

1名あたり2,000円を定額負担とし、15,889円を上限に補助する。

イ 成年の部

運動負荷心電図検査を受けた選手に対し、1名あたり5,000円を補助する。但し、実費が補助額を上回る場合のみとする。